MAFF
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
農林水産省

農林水産研究の知的財産についてⅡ
ー共同研究開発における検討のポイントー

弁護士知財ネット
弁護士　弁理士　外村玲子

iPLNet JAPAN 弁護士知財ネット

本セミナーの流れ

１　公設試験場の共同研究開発

２　共同研究開発から実施までの流れ

３　共同研究開発契約

４　共同出願契約

５　実施契約

Ⅰ　公設試験場の共同研究

2016年度内閣府「独立行政法人等の科学技術関係活動等に関する調査」より

特徴：

共同研究の相手先としては民間企業が最も多い。

自機関と同じ都道府県に立地する相手先との共同研究の割合が7割以上を占めている。

受託研究の相手先としても民間企業が最も多い。

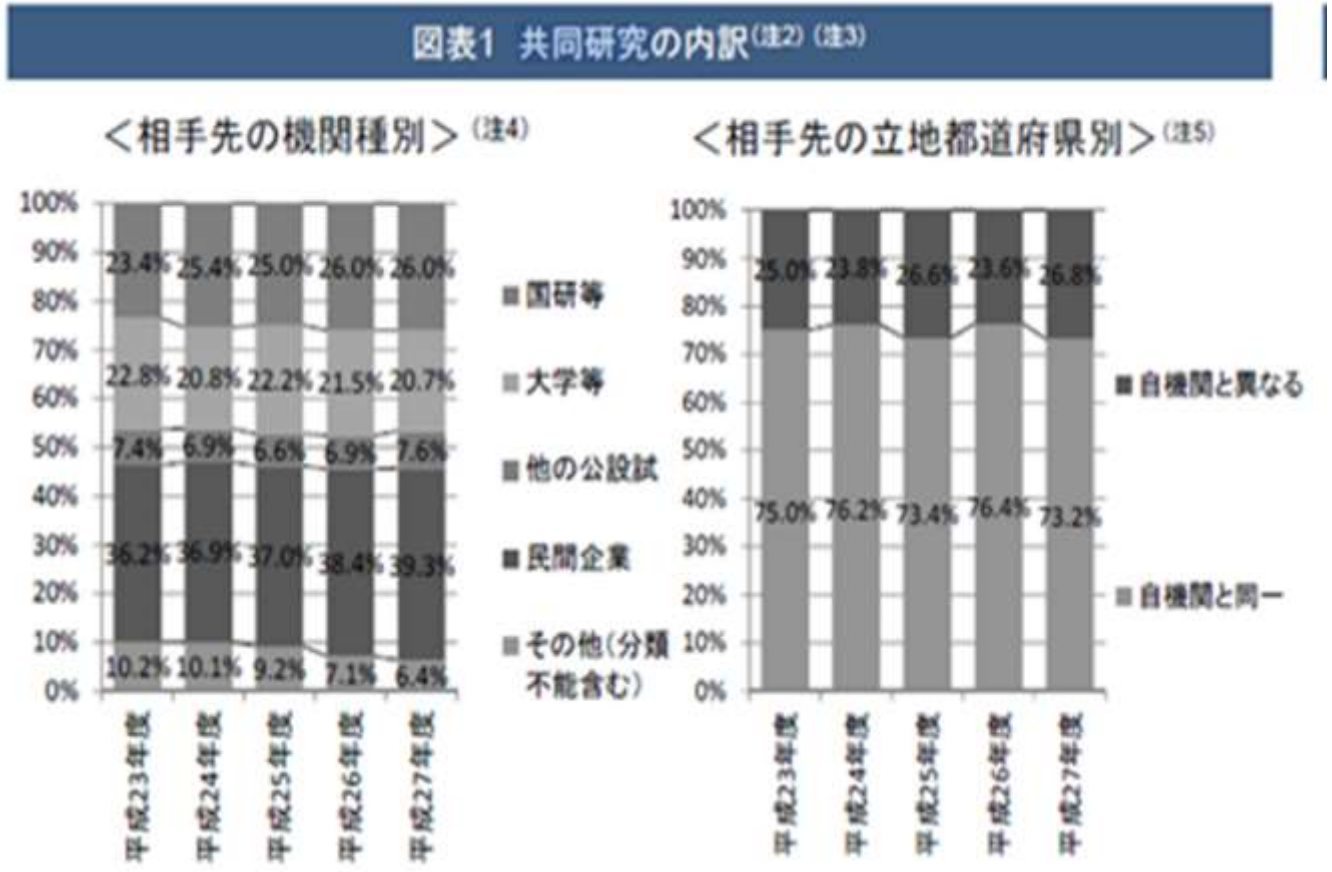

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/katudocyosa/h27/gaiyo6.pdf

【公設試等】登録している知的財産権の全体構成

図表1 登録している知的財産権の内訳(注)

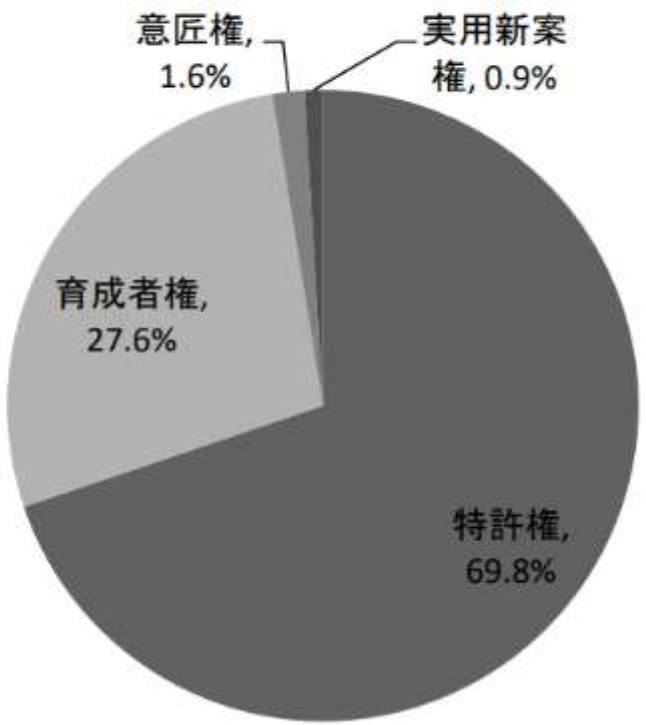

公設試験場が登録している知的財産権のうち、特許権は69.8%、育成者権は27.6%と大部分を占めている。

2016年度内閣府「独立行政法人等の科学技術関係活動等に関する調査」より

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/katudocyosa/h27/gaiyo6.pdf

公設試験研究機関等の科学技術関係活動状況に関する調査結果 平成 29 年 4 月 内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）

問3.4 知的財産権活動件数（回答機関合計）

			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
特許権	出願件数	国内分	403	406	343	317	286
		うち共同出願	299	270	248	239	221
		海外分	70	68	41	72	51
		うち共同出願	57	30	25	52	36
		PCT・EPC出願	23	24	30	40	29
		うち共同出願	19	18	23	32	22
		小計	496	498	414	429	366
	登録件数	単独出願	209	221	245	201	185
		共同出願	637	643	745	781	710
		小計	846	864	990	982	895
	ライセンス契約件数	大企業	71	76	88	92	88
		うち海外向け	5	5	5	5	6
		中小企業	448	456	451	481	521
		うち海外向け	15	11	11	14	11
		小計	519	532	539	573	609
品種登録	出願件数	出願件数	88	75	76	93	71
		うち海外向け	0	2	1	1	2
	登録件数	登録件数	295	312	318	399	354
	ライセンス契約件数	大企業	246	244	265	278	292
		中小企業	228	229	235	250	220
		小計	474	473	500	528	512

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/katudocyosa/h27/sanko7.pdf

2.6.2 公設試等の共同・受託研究実績

研究開発支援機関の一つとして、公設試等の共同・受託研究の実績を示す。

公設試等の共同研究数は図表 2-100に示すように増加傾向にある。相手先としては民間企業が多く、次いで国研等、大学等となっている。受託研究数は図表 2-101に示すように共同研究数より多く、共同研究数と同様に民間企業からが多いものの、国プロ等も一定の割合を占めている。

図表 2-100 公設試等の共同研究件数

NEDO「オープンイノベーション白書」第二版

- https://www.nedo.go.jp/content/100879992.pdf
  平成30年６月

本事業の相談実績（１～５年目）

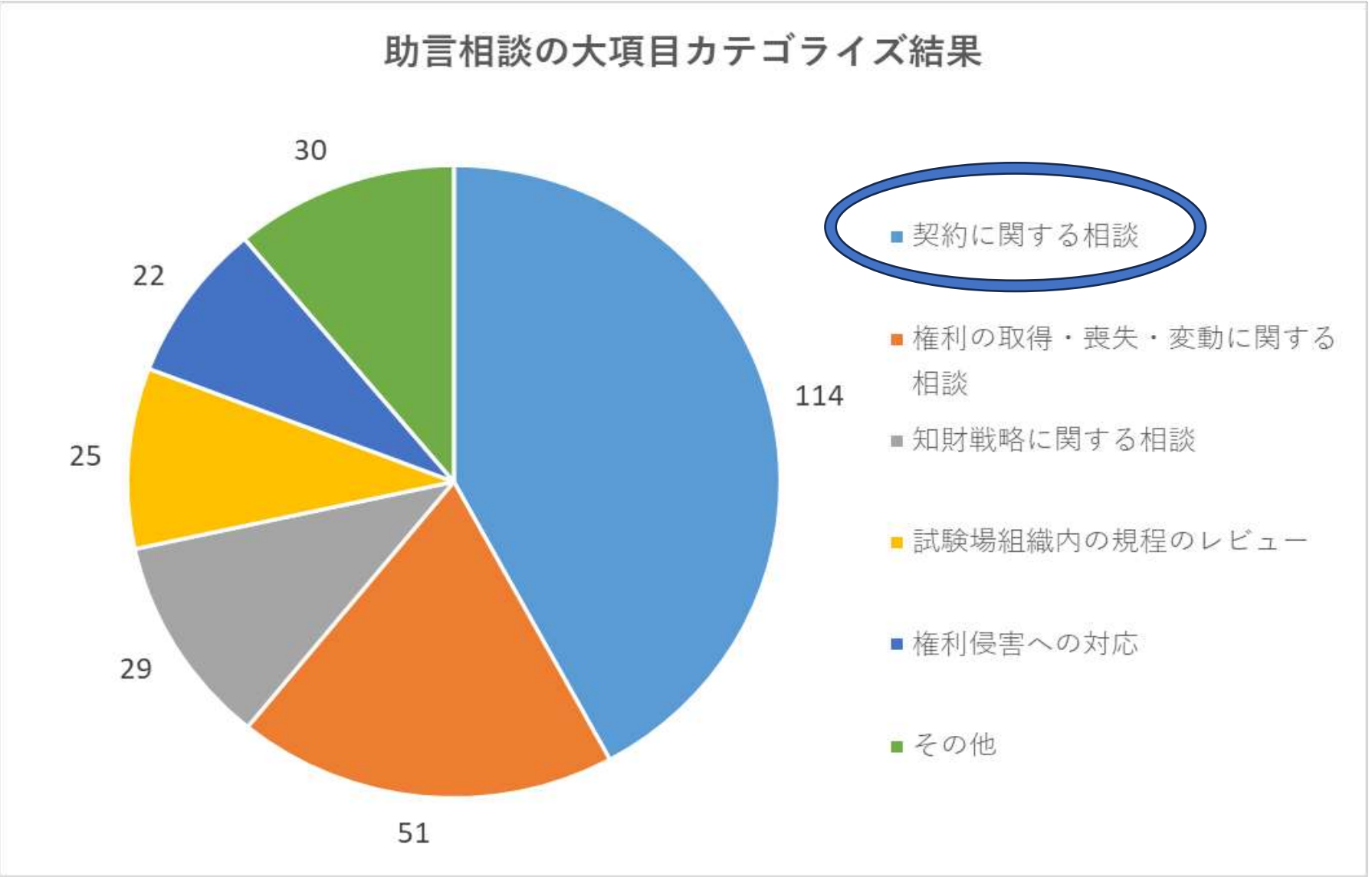

２　共同研究開発から実施までの流れ

3　公設試験場の研究開発に関連する契約

受託型

- 民間企業等の製品開発をサポート
- 委託者が費用を負担
- 成果物に関する権利（少なくとも利用する権利）は、委託者

対等型

- 双方が共同で研究し、役割分担と費用がほぼ折半（互いに支払い無し）
- 成果に対する権利の持ち分は50：50の場合が多い

委託開発研究

- 公設試から委託事業として発注（公募）
- 公設試が費用（委託費）を負担、開発業務は受託者が行う。
- 公設試は課題の提示、データの提供及び評価等フィードバック、改良指示
- 成果に対する権利の持分は、委託する研究開発に関しては原則日本版バイドール　研究開発全体では50：50の場合が多い

共同研究開発を始める前に検討すべきポイント

開発終了後、自らあるいは地域の就農者が研究成果を利用するか

→権利の帰属（自ら実施予定であれば、権利取得）

→不実施保証に影響する

共同研究開発した相手方以外の第三者が研究成果を利用できるようにするか否か

→第三者に自由に（相手方の同意なく）ライセンスできるように規定するか

共同研究開発を始める前に検討すべきポイント

特許出願等知的財産権を取得するのか否か
→大学との共同研究の場合、新規性喪失のリスクへの手当
→だれと共有するか（相続問題が起きないように）

権利を維持する費用
→ロイヤルティで賄うのか、いつまで維持するのか、存続期間満了まで維持しない可能性の検討（放棄、共有者に譲渡（有償、無償）

4　共同出願契約

ポイントとなる規定

持ち分

→通常、権利の持ち分の比率がライセンスロイヤリティの配分に反映される

出願費用の分担→ロイヤルティの分配に再計算するか

海外出願　→　意見が分かれた場合の取り扱い

第三者への譲渡の可否・権利放棄

→将来権利を相手方に譲渡、放棄する場合の対価についても決めておく。登録10年目以降特許料が上がるため、ライセンスや実施していない当事者の負担感が顕著になり、権利の放棄を検討する場合がある。

改良発明の取り扱い

特許年金の負担は後になるほど大きく

(1)特許料

平成16年（2004年）3月31日までに審査請求をした出願

項目	金額
第1年から第3年まで	毎年 10,300円＋（請求項の数×900円）
第4年から第6年まで	毎年 16,100円＋（請求項の数×1,300円）
第7年から第9年まで	毎年 32,200円＋（請求項の数×2,500円）
第10年から第25年まで	毎年 64,400円＋（請求項の数×5,000円）

平成16年（2004年）4月1日以降に審査請求をした出願

項目	金額
第1年から第3年まで	毎年 4,300円＋（請求項の数×300円）
第4年から第6年まで	毎年 10,300円＋（請求項の数×800円）
第7年から第9年まで	毎年 24,800円＋（請求項の数×1,900円）
第10年から第25年まで	毎年 59,400円＋（請求項の数×4,600円）

特許庁ウェブサイト：https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/hyou.html

共同出願契約

4　共同出願契約

ポイントとなる規定

研究成果の公表

→特に大学との共同研究において、研究成果の公表と、特許出願の新規性喪失の防止

秘密保持義務の範囲

→特に大学との共同研究において、秘密情報にアクセスできる範囲を学生まで広げる場合の規定に注意する

５　共同研究開発に基づく実施契約

共同研究開発した当事者間の実施契約
　→独占か否か（第三者にも許諾できる可能性を残すか）
　→実施の範囲でも調整できる

　　地理的範囲　期間　対象の範囲　で限定する。

　　例えば、〇〇地域では共同研究開発した当事者による独占
　　その他の地域では第三者にも実施許諾可能
　　最初の３年だけ共同研究開発した当事者による独占
　　その他の地域では第三者にも実施許諾可能
　　→研究成果を塩漬けにしない、
　　第三者からもロイヤルティを得る機会を

実施料の算定について

第三者に実施許諾した場合に、契約当事者間で支払われる実施料をどのように配分するか

一方が実施しない場合、他方が不実施保証した当事者に支払う対価

一括払い、　ランニング、一括払い＋ランニング

実施料の算定について

知的財産の価値評価を踏まえた 特許等の活用の在り方に関する 調査研究報告書 ～知的財産（資産）価値及び ロイヤルティ料率に関する実態把握～ 平成22年3月株式会社 帝国データバンク

特許権のロイヤルティ料率の平均値

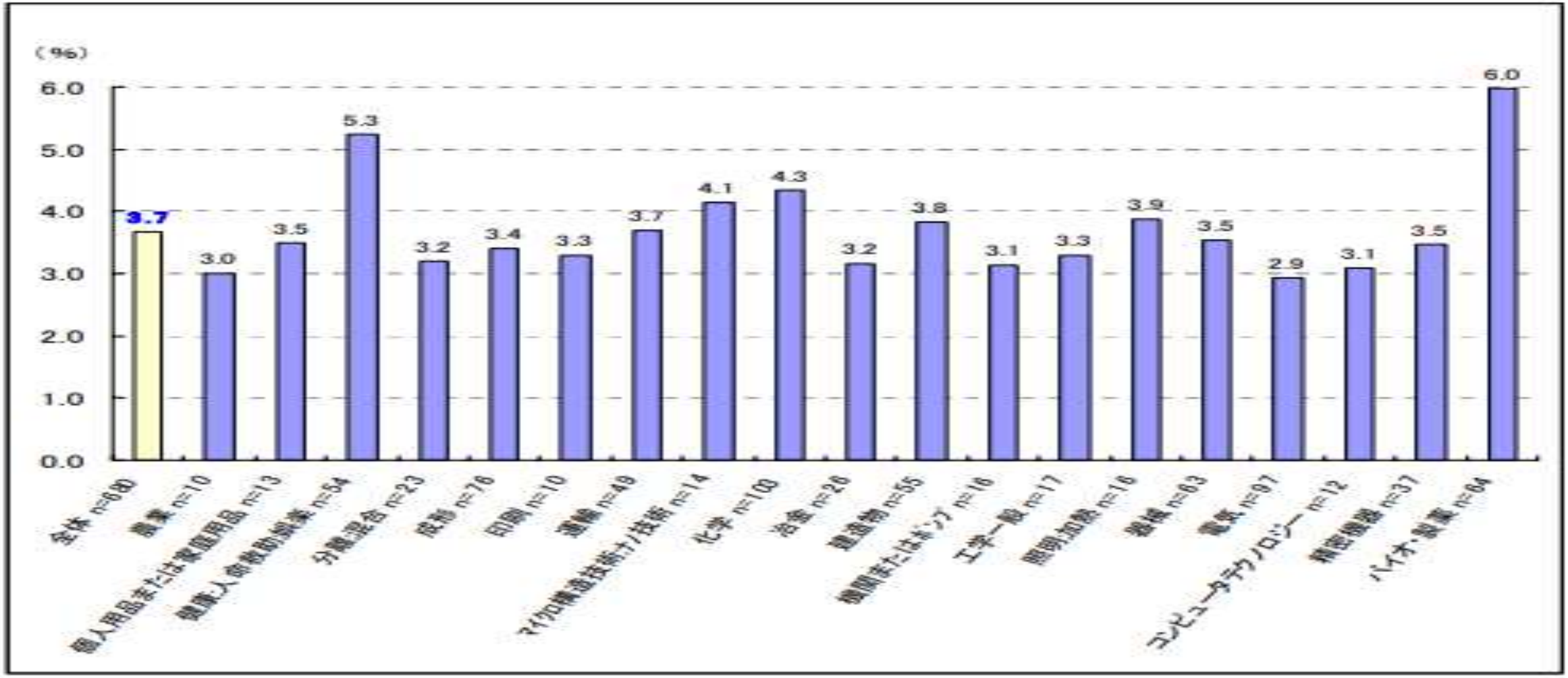

実施料の算定

知的財産の価値評価を踏まえた 特許等の活用の在り方に関する 調査研究報告書 ～知的財産（資産）価値及び ロイヤルティ料率に関する実態把握～ 平成22年3月株式会社 帝国データバンク

https://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/pdf/honpen.pdf

プログラム著作権のロイヤルティ料率の平均値

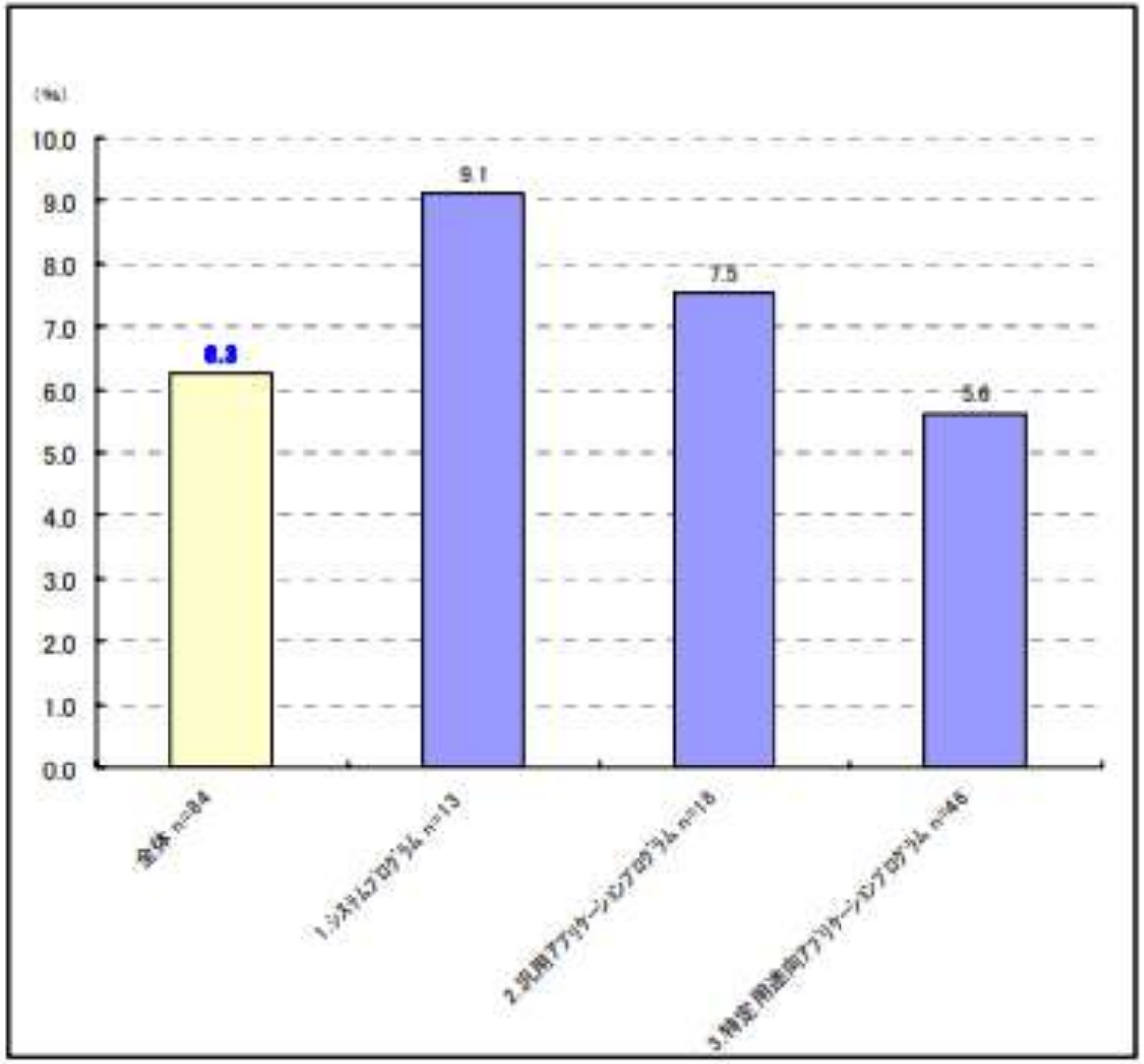

実施契約

技術ノウハウのロイヤルティ料率の平均値

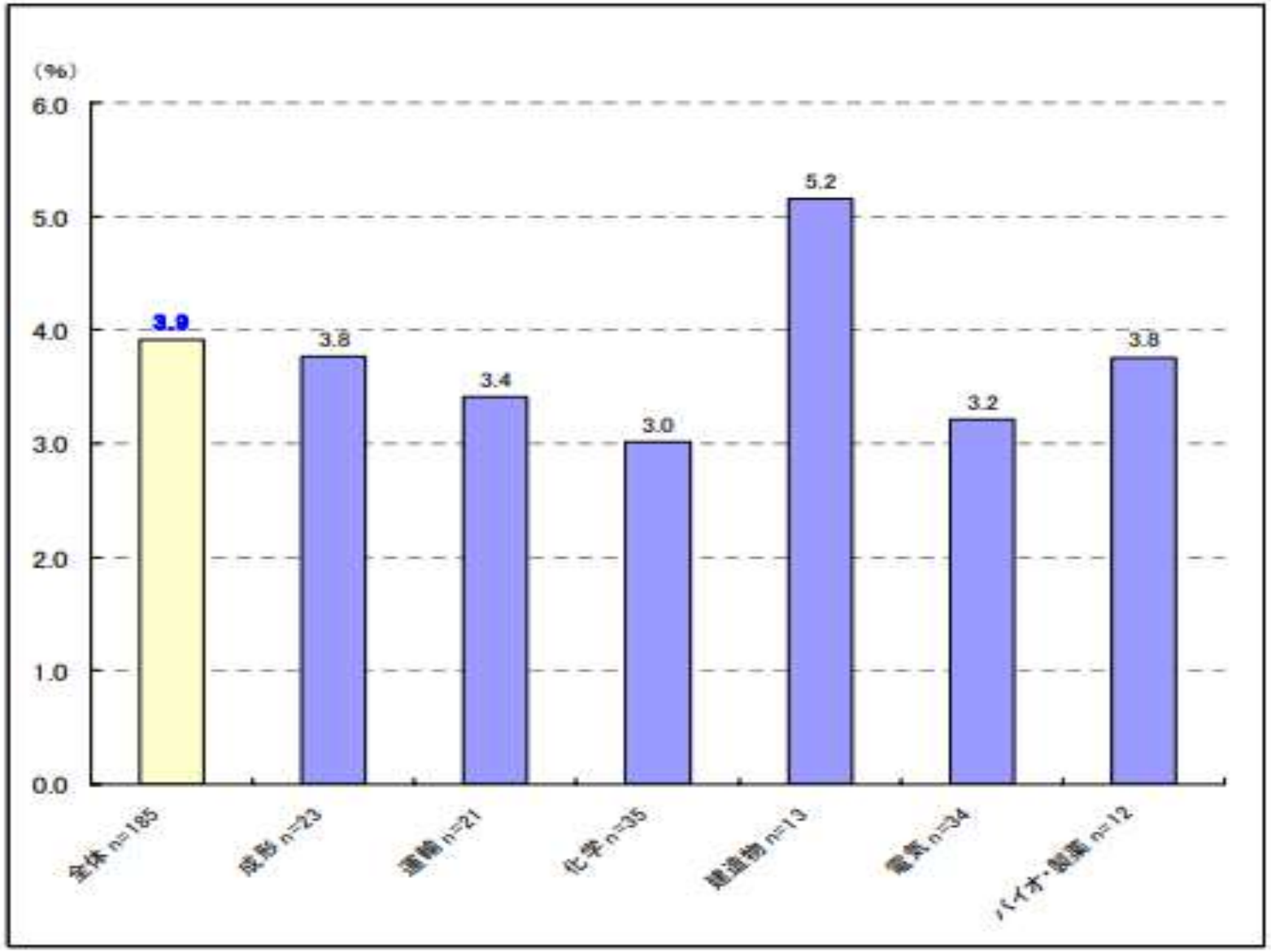

知的財産の価値評価を踏まえた 特許等の活用の在り方に関する 調査研究報告書 ～知的財産（資産）価値及び ロイヤルティ料率に関する実態把握～ 平成22年3月株式会社 帝国データバンク

https://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/pdf/honpen.pdf

実施料の算定について

第三者に実施許諾した場合に、契約当事者間で支払われる実施料をどのように配分するか

一方が実施しない場合、他方が不実施保証した当事者に支払う対価

一括払い、　ランニング、一括払い＋ランニング

・算定の基準は、販売価格なのか、利益なのか（どの段階の金額かを明らかにする）
・　販売数量
・　持ち分割合→配分

農林水産業・食品産業の公的研究機関等のための知財マネジメントの手引き

https://www.affrc.maff.go.jp/docs/attach/pdf/intellect-1.pdf

◆知的財産権の存在有無・発生可能性について　25ページ

◆共同研究の対象の記載・研究の分担と費用負担について　29ページ

◆研究成果の利用・秘密保持　31ページ

◆公的研究機関等と民間企業の知財保有目的の違い・成果の公表

32ページ

ご清聴ありがとうございました

- 農林水産省　知財マネジメントの強化支援委託事業のご案内

- 本事業では、農林水産業・食品産業に関する研究に取り組む都道府県の公設試験場、国立研究開発法人等における適切な知財マネジメントの実施や能力向上に資するため、知財マネジメントに高度な専門的知見を有する専門家による研究機関等への助言活動等を実施していきます。

- ☆委託事業のため、相談料のご負担はありません

- 相談案内パンフレット
https://www.affrc.maff.go.jp/docs/attach/pdf/intellect-16.pdf